

議 案 第 86 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月27日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の改正に準じ、保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減基準を変更するため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の5の9中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第15条の10中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項に規定する額」を「245,000円」に改め、同項第3号中「地方税法施行令第56条の89第4項に規定する額」を「450,000円」に改め、同条第2項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第3項中「120,000円」を「140,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。